

工務店様向け よくある質問 Q&A 集

【新制度全般】

Q1: 何のために手続きするのかわからない。事業計画とは何ですか？

A1: 平成 29 年 4 月 1 日に改正FIT法が施行され、これまでの「設備認定」は「事業計画認定」にかわりました。今回の手続きは、全ての認定取得者が新しい認定制度に移るための手続きです。新しい事業計画認定では、事業計画の提出の必須となっているので、移行時に必ず提出することが義務付けられています。そのため、提出しない場合認定制度の移行ができず失効してしまいますので、手続きをしなくてはなりません。

Q2: 改正 FIT 法で 40 円や 36 円での売電契約をしている OB のお客様や、10kW 未満の設備をもつお客様も手続き必要ですか？

A2: 必要です。平成 24 年 7 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日までに FIT の認定(設備認定)を受けている方(運転を開始している方も含む)は、新制度へ移行するため事業計画を提出する必要があります。10kW 未満の方も対象です。

【みなし認定からの移行手続き】

Q3: お客様に連絡せずに「みなし認定」の申請(事業計画の提出)をしましたが問題ないですか？

A3: FIT 認定は、お客様(売電事業者)が持つ権利です。代行して申請(事業計画の提出)を行う場合は、トラブル防止の観点から必ず報告することをお勧めします。既に申請を終えている場合でもお客様へ必ず報告しましょう。

Q4: 電子申請マイページでログインをしているが、みなし認定申請の申請をすると、「権限がありません」と表示されます。なぜでしょうか。

A4: 設備認定者IDでログインをしている可能性があります。登録者IDにて再度ログインをしてください。※登録者 ID とは設備認定を申請する時に使用する(していた)ID です。設備認定者IDとは案件毎に振り分けられるIDです。こちらのIDではみなし認定申請をインターネット上ではできません。

Q5: マイページに入り、「みなし認定設備一覧」を選択したが、案件が全く表示されない。

A5: 最初の画面は検索画面のため、案件は表示されません。”検索”ボタンを押せば、案件が全て表示されます。項目を入力すると、入力した情報に関連した案件が表示されます。

Q6: 一覧に表示されないお客様がいるが、どうしてですか？

A6: 別の登録者IDで申請した可能性があります。社内の他の方及び退職者、業務を委託した電気工事店様などに確認ください。

Q7: 登録者IDがわからない場合は、どのようにすればいいのか？

A7: 登録者 ID がわからない場合、電子申請ができませんので、専用の用紙で申請を行ってください。記載項目は電子申請と一緒にです。ただし、お客様印と印鑑証明と代行提出依頼書の提出が必要になりますので、ご用意ください。

Q8: 太陽電池の合計出力は、何の数字を入力すればいいのですか？

A8: 太陽電池とは、太陽電池パネルを指します。パネルの定格発電量の合計値を入力ください。事前にパネル種類と枚数の準備をしておいてください。※発電出力と異なる場合があります。

Q9: 太陽電池の合計出力は、小数点の処理はどのようにしますか？

A9: 小数第1位まで入力ください。小数第2位以降を入力しても、入力内容の確認画面では小数1位までしか表示されません。

Q10: みなし認定設備の欄は入力が必要ですか？

A10: 左側のみなし認定設備の欄は、今までの設備認定の情報です。入力できません。

Q11: 担当者 E-mail アドレスは誰のメールアドレスを入力すればよろしいでしょうか。

A11: 工務店様のメールアドレスの入力をお勧めします。入力メールアドレスに、申請等の審査結果に係る連絡がきます。お客様のメールアドレスを設定してもいいですが、みなし認定審査完了がお客様のメールに届き、工務店様は完了確認が届かず、管理できません。

Q12: 「接続契約締結日」は必須と記載されていますが、運転開始済みの場合は必要がありますか？

A12: 運転開始済みの場合は必要がありません。

Q13: 「運転開始済み」は、どの時点での判断ですか。平成 29 年 4 月 15 日に通電した案件は、どうなりますか？

A13: マニュアルでは「平成 29 年 3 月 31 日までに運転開始している場合には、[運転開始状況]の[運転開始済み]にチェックを付けます」と記載があり、平成 29 年 3 月 31 日を基準として判断します。そのため 4 月 15 日に通電したものは、運転開始済みとはみなされず「接続の同意を証する書類の写し」の提出が必要です。

※資料の掲載には注意を払っておりますが、これらは皆さまの便宜のために提供しているものであり弊社はその内容の正確性については一切責任を負いかねますのでご了承ください。

Q14: 電源接続案件募集プロセスへの参加の有無とはなんですか？

A14: 電源接続案件募集プロセスとは「複数の電気供給事業者により工事費負担金を共同負担して系統増強を行う手続き」のことです。家庭用では殆ど行われませんので、“無”を選択ください。電源接続案件募集プロセスの案件は、電力会社より電源接続案件募集プロセスの案内がありますので、案内があった方は“有”を選択ください。

Q15: 内容確認のボタンを押すと「電源接続案件募集プロセスへの参加の有無」を入力くださいと表示されます。”一なし”の状態になっています。

A15: ”一なし”の状態は入力されていません。タブ選択で“無”を選んでください。

Q16: 特定(買取)契約締結先には何を記入すればよろしいでしょうか？

A16: 売電先の電力会社名をご記入ください。

Q17: 買取価格(円/kWh)(税抜き)と記載がありますが、10kW 未満のお客様は、いくらで入力すればいいですか？

A17: 10kW 未満の調達価格は税込金額です。税率は一律8%とし、税抜き価格で記入してください。小数点の処理については、小数第2位まで記入し、第3位以下は切捨てで計算してください。

太陽光 10kW 未満(ダブル発電除く) 記入数値

【平成 24 年度調達価格】42 円 → 入力 38.88(円)

【平成 25 年度調達価格】38 円 → 入力 35.18(円)

【平成 26 年度調達価格】37 円 → 入力 34.25(円)

【平成 27 年度調達価格】33 円 → 入力 30.55(円)(出力制御対応機器設置義務なし)

【平成 27 年度調達価格】35 円 → 入力 32.40(円)(出力制御対応機器設置義務あり)

【平成 28 年度調達価格】31 円 → 入力 28.70(円)(出力制御対応機器設置義務なし)

【平成 28 年度調達価格】33 円 → 入力 30.55(円)(出力制御対応機器設置義務あり)

Q18: ”接続の同意を証する書類の写し”は必須と記載されているが全案件必要ですか？

A18: 平成 29 年 3 月 31 日までに運転を開始している場合は、当該書類は不要です。

【事業計画認定申請(新規)】**Q19: 委任状や印鑑証明が必要・不必要を教えてください。**

A19: e-ishin に補足資料に一覧が掲載されています。そちらを今後ご利用ください。

e-ishin → SI ソーラー関連 → 全国大会資料 2017 →

「改正 FIT 制度関連」新規事業計画認定_操作マニュアル補足資料

※資料の掲載には注意を払っておりますが、これらは皆さまの便宜のために提供しているものであり弊社はその内容の正確性については一切責任を負いかねますのでご了承ください。

Q20: 事業区域の面積(平方 m)は何の数値を入力しますか。

A20: 屋根面積または建物の建築面積を入力してください。

Q21: 接続契約を証する資料は必要ですか。

A21: 必要です。新制度は電力会社の接続契約を証する書類がないと申請を受け付けてくれません。電力会社への申請を行い、接続締約の締結をしてください。

Q22: 接続契約を証する資料とはどのような資料ですか。

A22: 電力会社により資料の名前が違います。下記サイトにて確認ください。

※平成 28 年度までに認定を受けた方の接続の同意を証する書類 ※新認定制度への移行手続きにあたり必要となるもの旧一般電気事業者による買取(低圧用)

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/legal/denki_low.pdf

【変更届け】

Q23: 名義変更をしたい。

A23: 名義変更は事後変更届で変更できます。

尚、みなし認定から事業計画認定への移行手続きを終えていないと、全ての変更手続きは申請できません。事業計画認定への移行が済ませてから届けてください。

Q24: 軽微変更などがよくわからない。分譲地の名義変更や番地未確定の案件が不安。

A24: 今回の改正にて、軽微変更はなくなり、事前変更及び事後変更になりました。

変更内容ごとの変更手続きの整理表が下記サイトにありますので、変更内容により、各種手続きをしてください。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/henkou_seirihyou.pdf